

## 国際会議誘致資金助成事業実施要綱

3 公東観コ誘第 1 1 号  
平成 25 年 4 月 1 日制定  
令和 3 年 4 月 1 日改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が、東京への国際会議の誘致を促進するための国際会議の誘致資金への助成事業（以下「誘致助成」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

#### (1) 国際会議

国際団体連合（UIA）統計の定義する次のア及びイに該当する会議。

ア 国際機関・国際団体の本部が主催または後援する会議

（ア）総参加者数が 50 人以上であること。

（イ）参加国が 3 カ国以上であること。

（ウ）開催期間が 1 日以上であること。

イ ア以外の会議

（ア）総参加者数が 300 人以上かつ、主催国以外の参加者数が全参加者の 4 割以上であること。

（イ）参加国が 5 カ国以上であること。

（ウ）開催期間が 3 日以上であること。

#### (2) 外国人参加者延泊数

当該会議に参加する外国人参加予定者数に開催日数を乗じた数。

※参加予定者数には、当該会議に参加登録した同伴者の数を含む。

※開催日数は原則、開会式当日を 1 日目とし、閉会式当日を最終日として計算する。

#### (3) 主催者

自ら国際会議の誘致活動を行い、かつ東京開催が決定した場合に当該国際会議の企画・実施に関する一切の事業を行う組織、団体等。または、当該国際会議を主導的に企画・実施する国際団体本部等。

#### (4) 外国人

国際会議の開催日現在、日本国外に居住している者。

### (助成対象)

第 3 条 助成対象となる国際会議は、次に掲げる要件をすべて具備するものとする。

(1) 定期的に、かつ開催地が複数国のローテーションで開催されること。

(2) 国内では東京のみが開催候補地となっていること。

- (3) 会議の規模が外国人参加者延泊数400泊以上、参加国5か国以上であること。
- (4) 会議の内容が、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 東京の国際的プレゼンスの向上に寄与するもの。
  - イ 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
  - ウ 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの。
  - エ その他、都民福祉の向上に資するなど特に必要と認められるもの。
- (5) 国又は地方自治体が主催するものでないこと。
- (6) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
- (8) 主催する団体が、以下のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成内容)

第4条 助成対象となる経費及び対象外経費は別表1に掲げるものとする。

- 2 助成金額は助成対象経費合計額の4分の3以内とし、また当該国際会議に参加する外国人参加者延泊数に応じ、別表2に掲げる額を限度とする。
- 3 主催者の責により助成対象事業が実施されなかった場合、原則、未実施に係る経費は助成対象外とする。また、申請者は第9条に記載のとおり、国際会議誘致助成金交付申請取消申請書（第5号様式）を財団に提出しなければならない。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする主催者（以下「主催者」という。）は、国際会議誘致助成金交付申請書（第1号様式）（その他申請書に記載の添付書類含む）を財団に提出しなければならない。

(事業の一部事前着手)

第6条 申請対象事業について、助成金の交付決定前にその一部に着手する場合は、国際会議誘致資金助成事業における一部事前着手申請書（第2号様式）を財団に提出し、承認を得なければならない。

ただし、当申請が承認された場合であっても、第7条で定める審査で否認された場合は助成対象とすることはできない。

(審査)

第7条 財団は、助成対象としての適格性、事業内容等を適正に審査するため別途本審査に係る国際会議誘致資金助成事業審査要領を定め、「国際会議誘致資金助成事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置することとする。

(交付決定)

第8条 財団は、前条で定める審査会の結果に基づき、助成金額等を決定し、国際会議誘致助成金交付決定通知書（第3号様式）、又は国際会議誘致助成金不交付決定通知書（第4号様式）により主催者に通知するものとする。

(交付決定内容の変更・取消)

第9条 主催者は、天災事変等により助成事業を変更または取り消す必要が生じたときは、国際会議誘致助成金交付申請の変更・取消申請書（第5号様式）を財団に提出し、承認を得なければならない。

- 2 財団は、前項により主催者から提出された交付申請の変更・取消申請書（第5号様式）の内容を審査の上、「国際会議誘致助成金交付申請の変更・取消に係る通知書」（第6号様式）により主催者に通知する。

(事故報告)

第10条 主催者は助成事業の遂行が困難となった場合、速やかにその理由及び状況を書面により財団に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 主催者は前項の報告に基づき必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(非常災害の場合の措置)

第11条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の措置については、財団が指示するところによる。

(実績報告)

第12条 主催者は、事業終了後、速やかに誘致事業実績報告書（第7号様式）及び誘致事業決算書（第7号様式の2）を財団に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第13条 財団は、主催者により提出された実績報告書等を確認し、その内容が適正であると認められる場合は、交付すべき助成金額を確定し、国際会議誘致助成金額確定書（第8号様式）により主催者に通知する。

なお、助成額の1,000円未満に端数が出る場合は切り捨てるものとする。

(助成金の支出)

第14条 主催者は、第13条により助成金額の確定を受けた場合（以下「確定払い」という。）には、国際会議誘致助成金交付請求書兼振込依頼書（第9号様式）により助成金の支払を請求することができる。

- 2 財団は、主催者からの請求があった場合、助成金の支出をすることができる。

(助成金の概算払い)

- 第15条 財団は、誘致助成金の交付決定を通知した主催者に対し、財団の財務規程第42条に基づき、交付限度額の範囲内で、助成金の概算払い（以下、「概算払い」という。）をすることができる。
- 2 主催者は、前項の規定に基づき助成金の概算払いを受けようとする場合は、概算払いを希望する理由を付して財団に文書で申請をしなければならない。財団は、申請理由等を総合的に判断したうえで、概算払いの可否を主催者に通知することとする。
- 3 主催者は、申請に対する承認を得た場合には、国際会議誘致助成金交付請求書兼振込依頼書（第9号様式）により助成金の支払請求をすることができる。
- 4 主催者は、前項により助成金の概算払いを受けた場合には、事業終了後速やかに、第11条に基づき事業の実績報告を行うこととする。
- 5 主催者は、第13条により助成金の額の確定を受けた後、速やかに国際会議誘致助成金概算払精算書（第10号様式）を財団に提出しなければならない。なお、既に確定額を超える助成金が概算払いにて支払われているときは、財団の定める期限内に返還しなければならない。

(決定の取消し等)

- 第16条 財団は、次に該当すると認められるときは、通知した助成内容の全部又は一部を取り消し、または既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (1) 助成金額が、第4条第2項に定める、誘致経費の4分の3を超えるとき
- (2) 第9条に掲げる書類を審査した結果、助成金額を変更する必要があるとき
- (3) 助成要件を欠いたとき
- (4) 申請事項、報告事項等に虚偽の記載があったとき
- (5) その他理事長が必要と認めるとき

(助成金の返還)

- 第17条 財団は、交付決定を取り消した場合で当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に助成金を返還させるものとする。
- 2 財団は第13条の規定により交付すべき助成金額を確定した場合ですでにその額を超える助成金が支払われているときは、財団の定める期限内に返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第18条 主催者は、前条第1項の規定により助成金の返還を求められたときは、当該請求に係る助成金の受領日から納付日までの日数に応じ当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなけ

ればならない。

- 2 主催者は、助成金の返還を請求された場合において、これを納期日までに返納しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で掲載した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 4 財団は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請に基づき当該違約金の全部又は一部を免除することができる。

（違約加算金及び延滞金の計算）

- 第 19 条 財団が前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を請求した場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 財団が前条第 2 項の規定により延滞金の納付を請求した場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（帳簿等の整理保管）

- 第 20 条 主催者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を本助成事業の会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

（検査）

- 第 21 条 主催者は、財団が事業の運営及び経理などの状況について検査を求めた場合、又は助成事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

（処務）

- 第 22 条 本要綱に係る処務は、財団コンベンション事業部において処理する。

（その他）

- 第 23 条 この要綱に定めのない事項は、財団がこれを別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (助成対象経費及び対象外経費)

対象 経 費	(1) 広報宣伝費 (2) 印刷製本費 (3) 会場借上費 (4) 渡航費 (5) 滞在費 (6) その他、特に必要と認められる経費
対象 外 経 費	(1) 消費税及びその他租税公課 (2) 主催者の責により未実施となった場合に要する経費 (3) 事業目的に照らして直接関係しない経費 (4) 補助金の交付対象として不相当と認められる経費

別表2 (外国人参加者延泊数に応じた助成限度額)

分類	外国人参加者延泊数	限度額
ア	9,600泊以上	6,000,000円
イ	3,200泊以上 9,600泊未満	4,500,000円
ウ	800泊以上 3,200泊未満	3,000,000円
エ	400泊以上 800泊未満	1,500,000円